

## ≪陸災防長崎県支部より助成金のご案内≫

### テールゲートリフター特別教育受講費用の助成について

令和5年3月28日に、改正労働安全衛生規則が公布され、令和6年2月1日より、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、特別教育を受講した作業員でなければ行うことが出来ません。

このような事情を鑑み、テールゲートリフター特別教育の受講費用の一部を助成します。

申請期間	令和6年7月1日（月）～令和7年2月21日（金）まで
助成対象	陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部に加入している会員事業場の従業員等が、令和6年4月1日（月）以降、テールゲートリフター特別教育を受講し、かつ受講証明書を取得した場合。 ただし、 <u>県内の会員事業場に在籍する従業員等が、学科と実技を併せて受講した場合に限ります。</u> ※インストラクター講座は対象外です。
助成金額	1名につき5,000円（1社あたり3名を上限）
申請先	陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
申請書類	① テールゲートリフター特別教育助成金交付申請書（助成金交付請求書） ② 会社名での受講にかかる領収書（写し） ③ 受講修了証（写し）
その他	長崎県トラック協会HPにて、申請様式がダウンロード可能です。 申請書類の作成要領等ご不明な点などがありましたら、お問い合わせください。  【お問い合わせ先】 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部 TEL/FAX：095-813-8500